

公益社団法人土地改良測量設計技術協会
農業農村地理情報システム技士養成事業実施規程

制定 平成17年5月28日

改訂 平成26年3月26日

(主 旨)

第1条 本規定は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会（以下「協会」という）が実施する農業農村地理情報システム技士養成事業（以下「事業」という）の実施に関し必要な基本的事項を定める。

(目 的)

第2条 この事業は、農業農村整備事業に係わる地理情報システム専門技術者の養成及び登録を行い、もって農業農村地理情報システム技術の適用、普及等の適正な推進を図るとともに、技術水準の向上と農業農村整備事業の推進に寄与することを目的とする。

(定 義)

第3条 農業農村地理情報システム技士とは、第7条の登録を受け、地理情報技術を活用し、農業農村整備分野の調査、計画、設計、施工管理、維持管理等の技術的業務を行う者をいう。

(運営委員会)

第4条 協会会長（以下「会長」という）は、第2条の目的を達成するため、学識経験者等で構成する農業農村地理情報システム技士運営委員会（以下「運営委員会」という）を協会に設置し、次の事項について意見を求める。

(1) 事業の運営及び実施計画に関する事項

(2) 農業農村地理情報システム技士講習会（以下「講習会」という）及び農業農村地理情報システム技士認定試験（以下「試験」という）、並びに受講資格及び受験資格に関する事項

(3) 登録及び研修に関する事項

2 運営委員会の下に、講習委員会及び試験委員会を設置し、講習会及び試験等に関する業務を行う。

3 運営委員会並びに講習委員会及び試験委員会の所掌事項及び運営については、「農業農村地理情報システム技士運営委員会等規則」に定める。

(講習会等)

第5条 会長は、運営委員会の意見を踏まえ、講習会を開催する。

- 2 受講資格は、農業農村整備分野に関する調査・計画・設計・施工・積算・管理等の技術的な実務経験が2年以上の者とする。
- 3 受講及び受験手続きは、以下のとおりとする。
 - (1) 受講及び受験申込は、会長が定める期日までに、受講申込書(様式1号)に農業農村整備分野に関する実務経歴書(様式2号)を添えて協会に提出する。
 - (2) 会長は、書類審査の上、適当と認められる者に対して、受講票を送付する。
 - (3) 受講者は、会長が定める受講料及び受験料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入しなければならない。

(試験)

第6条 会長は、講習会終了後、運営委員会の意見を踏まえ、農業農村地理情報システムに関する専門知識・技術力を問う試験を行う。

- 2 受験資格は、講習会修了者及びこれと同等の能力と経験を有すると会長が認める者とする。
- 3 講習会修了者と同等の能力と経験を有すると会長が認める者の受験手続きは、以下のとおりとする。
 - (1) 受験申込は、会長が定める期日までに、受験申込書(様式1-1号)に農業農村整備分野に関する実務経歴書(様式2-1号)を添えて協会に提出する。
 - (2) 会長は、書類審査の上適当と認められる者に対して、受験票を送付する。
 - (3) 受験者は、会長が定める受験料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入しなければならない。
- 4 会長は、運営委員会が定める認定基準以上の成績を得た者に対し、合格証書(様式3号)を交付する。

(登録等)

第7条 会長は、農業農村地理情報システム技士名簿(以下「名簿」という)を備え、登録を行う。

- 2 登録を受けることができる者は、前条の認定試験に合格した者、及び会長が前条の認定試験に合格した者と同等以上の能力と経験を有すると認めた者(以下「会長認定者」という)とする。ただし、合格後3年以上経過した者にあつては、第8条に定める研修を了した者とする。
- 3 会長認定を希望する者は、あらかじめ認定申請書(様式2-2号)を協会に提出するものとする。また、会長は、会長認定者に認定証(様式3-1号)を交付する。
- 4 登録をしようとする者は、次の関係書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 登録申込書（試験合格者にあつては（様式4号）、会長認定者にあつては（様式4-1号）
 - (2) 農業農村地理情報システム技士登録名簿記載事項等記入用紙（様式4-2号）
 - (3) 会長が定める登録料の郵便払込金受領証の写し
- 5 会長は、登録者に対し、登録証書（様式5号）を交付する。
 - 6 登録の有効期間は、登録証書が交付された日から5年目の3月31日までとする。
ただし、更新を妨げない。
 - 7 会長は、登録名簿を公表するものとする。

（資質向上）

- 第8条 農業農村地理情報システム技士は、常に、技術知識及び水準を向上させ、その資質向上に努めなければならない。
- 2 会長は、農業農村地理情報システム技士の資質向上のため農業農村地理情報システム技士研修会（以下「研修」という）を、運営委員会の意見を踏まえ開催する。
 - 3 会長は、研修の実施計画を登録者に通知するとともに、研修修了者には修了証を交付する。

（登録更新）

- 第9条 登録の更新を行おうとする者は、前条に定める研修を了し、有効期間の5年目に行わなければならない。
- 2 登録更新を行おうとする者は次の関係書類を会長に提出しなければならない。
 - (1) 登録更新申込書（様式6号）
 - (2) 前条第3項の修了証の写し
 - (3) 会長が定める登録更新料の郵便払込金受領証の写しを添えて、協会に提出しなければならない。
 - 3 会長は、登録更新者に対し、登録証書（様式7号）を交付する。
 - 4 なお、会長が指定する他の研修への参加を証する書面写しをもって、前条第3項の修了証の写しに代えることが出来る。
 - 5 また、やむを得ない事由により有効期間の5年目に登録更新手続きができない者、及びやむを得ない事由により研修に参加できない者にあつては、その理由を記した書面を協会に提出し、会長の承認を得た者についてはこの限りでない。

（変更等の届出）

- 第10条 登録を受けた者は、住所、氏名、並びに所属機関の名称、所在地及び電話番号について変更が生じた場合は、すみやかに変更等の届出（様式8号）を協会に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第 11 条 会長は、農業農村地理情報システム技士が次の行為をなした場合は、登録を抹消することが出来る。

- (1) 虚偽又は不正行為に基づき、講習、試験又は登録を受けた場合
- (2) 前条の変更等の届出を怠った場合
- (3) 農業農村地理情報システム技士の信用を傷つけ又は失墜させた場合
- (4) 正当な理由なく農業農村地理情報システム技士の業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用するなど不正行為をなした場合

(規程に定めのない事項の処理)

第 12 条 本規程に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、常務理事会の意見を聞き、会長が処理をする。

様式関係

様式 1 号：(農業農村地理情報システム技士講習会受講申込書) 変更なし

様式 2 号：(農業農村整備分野に関する実務経歴書) 変更なし

様式 1-1 号：(農業農村地理情報システム技士認定試験受講申込書) 変更なし

様式 2 号-1：(農業農村整備分野における地理情報システムに関する実務経歴書
その 1、その 2) 変更なし

様式 2-2 号：(農業農村地理情報システム技士認定申請書) 社団法人を公益社団
法人への変更

様式 3 号：(合格証書) 社団法人を公益社団法人への変更

様式 3-1 号：(認定書) 社団法人を公益社団法人への変更

様式 4 号：(登録申込書) 社団法人を公益社団法人及び登録料 15,000 円を 25,700
円への変更

様式 4-1 号：(登録申込書 (会長認定)) 社団法人を公益社団法人及び登録料 15,
000 円を 25,700 円への変更

様式 4-2 号：(農業農村地理情報システム技士登録名簿記載事項等記入用紙) 変
更なし

様式 5 号及び 7 号：(登録証書) 社団法人を公益社団法人への変更

様式 6 号：(登録更新申込書) 社団法人を公益社団法人への変更

様式 8 号：(変更等の届出) 変更なし

書式は省略

附 則

この規程は、平成17年5月28日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。